

「令和7年台風第12号災害義援金(鹿児島県)」募集要綱

鹿児島県
社会福祉法人鹿児島県共同募金会
日本赤十字社鹿児島県支部

1 趣旨

令和7年台風第12号により被災された鹿児島県民の方々を支援するため、義援金を募集する。

2 名称

令和7年台風第12号災害義援金(鹿児島県)

3 実施主体

鹿児島県

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

日本赤十字社鹿児島県支部

4 受付期間

令和7年9月9日(火)から令和7年12月26日(金)まで

5 義援金の募集方法

(1) 社会福祉法人鹿児島県共同募金会

ア 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名義
鹿児島銀行	県庁支店	普通 3047038	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通 1157480	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00940-5-326681		鹿児島県共募令和7年台風第12号災害義援金

※銀行の振込用紙又は払込取扱票を使用する。(各行又は郵便局の窓口での振込みについては、手数料免除)

※税制上の優遇措置を受けたい方は、振込用紙の控え又は払込金受領証若しくは当会から発行された領収書を使用してください。

(当会ホームページ参照) URL <https://akaihane-kagoshima.jp/>

イ お問合せ先

社会福祉法人鹿児島県共同募金会 TEL 099-257-3750

(2) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名義
鹿児島銀行 ※1	鴨池支店	普通 3545630	日本赤十字社鹿児島県支部 支部長 塩田 康一
ゆうちょ銀行 ※2	00190-7-515868		日赤令和7年台風第12号災害義援金 略称:日赤R7台風第12号義援金
三井住友銀行 ※3	すずらん支店	普通 2787538	にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社
三菱UFJ銀行 ※4	やまびこ支店	普通 2105533	にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社
みずほ銀行 ※5	クヌギ支店	普通 0620758	にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社

※1 鹿児島銀行窓口での取扱いに限り振込手数料は免除する。

金融機関で振り込んだ際の振込票等の控えは、寄附金控除申請の際にご利用いただけます。

(当支部ホームページ参照: <https://www.jrc.or.jp/chapter/kagoshima/>)

※2 ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いに限り振込手数料は免除する。

払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能。
受領証を希望される方は、「受領証・要」と明記する。

※3, 4, 5 金融機関によっては振込手数料が別途かかる場合がある。

受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部(電話:03-4363-2056)に下記内容を連絡する。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

イ 義援金箱設置場所

(ア) 鹿児島県庁行政庁舎1階エントランスホール

(イ) 日本赤十字社鹿児島県支部施設

ウ お問合せ先

日本赤十字社鹿児島県支部 組織振興課 TEL 099-252-0600

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となる。

※ 税の控除を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振込書の控え、及び義援金募集要綱の写しを添付するなどの所定の手続が必要。

7 使途(配分)

集まった義援金の配分方法は、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、被災市町村を通じて配分する。